

グラウンド使用上の注意事項について

平成28年9月13日
学 長 裁 定

- 1 グラウンドは、次の活動に使用するほか、他の利用者の妨げにならない限り、自由に使用することができる。
 - (1) 本学が主催するスポーツ・行事
 - (2) 本学が公認する課外活動団体の課外活動
 - (3) 本学の学生又は職員で構成する団体のスポーツ活動
 - (4) 本学の学生又は職員のスポーツ活動
 - (5) その他理事(教育担当)・副学長が適当と認めた行事

- 2 グラウンドを使用できる時間は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 4月1日から9月30日まで 午前8時30分から午後7時まで
 - (2) 10月1日から翌年3月31日まで 午前8時30分から午後6時まで

- 3 グラウンドの優先(占有)使用を希望する者は、別紙様式により、使用する日の2週間前までに学生・留学生支援課学生生活係へ使用を申し出て、承認を得なければならない。

- 4 グラウンド使用者は、使用目的に沿って使用し、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
 - (2) 使用時間を厳守すること。
 - (3) 火気を使用しないこと。
 - (4) 使用場所を常に清潔に保つよう注意すること。
 - (5) 優先(占有)使用の場合は使用承認書を携帯すること。
 - (6) その他担当職員の指示事項を厳守すること。

- 5 グラウンド使用者は、近隣の研究室及び学生寄宿舍居住者に迷惑をかけてはならない。

- 6 グラウンド使用者が、故意又は過失により第三者の所有物に損害を与えたときは、自己の責任においてこれを弁償しなければならない。